# メキシコ近代綿工業の形成における 「アヒオティスタ」の役割

----1830~53年----

さ とう かん じ 族 勘 治

はじめに

I 「勧業銀行」による綿工業の移植

Ⅱ 「アヒオティスタ」の綿工業への進出

Ⅲ 関税政策の変更と「アヒオティスタ」 むすび

#### はじめに

メキシコにおける綿紡績、織布部門 の工業化 は、他の産業分野にさきがけ、独立して間もない 時期に始まった。アメリカ合衆国製ミュール型紡 績機を備え付けた,メキシコで初めての近代的綿 紡績工場「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」が プエブラ(Puebla) 市郊外で操業を開始したのは、 1835年1月のことであった(注1)。数年後、農園内 の川岸に作られたこの工場を訪れたスペイン大使 夫人は、 その印象を次のように記している。 「遠 くから見ると、工場と言うよりもまるで避暑地の 別荘のように思われた。パティオの真ん中に清ら かな水をたたえる噴水があって、この建物の整然 としたようすやその設備の素晴らしさは、見るも のの目を楽しませてくれる。ここにしばらくのあ いだ雇われていたスコットランド人は、合衆国で 6年間働いていたが、これと比較できる工場は見 たことがないと言っている」(注2)。 この工場の開 設を契機として,1840年代にはメキシコ各地で近 代的綿紡績・織布工場が建設されている。

メキシコにおける 近代綿工業の 移植は、「勧業

銀行 | (Banco de Avío。1830年設立、42年廃止) の融 資を中心とした政府の興業政策によって開始され た。そして1853年には、メキシコにおける近代綿 工業の定着を背景として、それまでの興業政策の 基本理念の転換を示す普通綿布輸入解禁の決定が おこなわれた。綿業の近代化に関して、所期の目 的が達成されたと判断されたのである。しかし, 言うまでもなく、メキシコ綿工業が日本や他の後 発資本主義国の綿工業と同様の役割をこの時期に 果たしはしなかった。すなわち、19世紀前半にお ける黎明期のメキシコ綿工業が同時代の他の産業 分野の近代化を先導することはなかった。そうし たかたちでの発展がメキシコにおいて開始される のは早くとも19世紀末以降のことである。したが って、メキシコの工業化の歴史のなかで綿業の工 業化は他の業種と比較した場合、きわめて早期に おこなわれたと言うことができる。また、綿業自 身についてみてもこの時期に機械化が達成された のは紡績部門だけであり、織布部門の機械化はゆ っくりとしかすすまなかった。本論で詳しく述べ るように、量的拡大の点でも十分な発展はみられ ず、輸入されていた綿布の国産化は実現していな い。日本をはじめとする後発資本主義国が繊維業 など軽工業部門を軸に資本蓄積をおこない、それ 以降急速に産業革命を成功させていくのと対象的 である。

それでは、この形成期におけるメキシコ近代綿

『アジア経済』 X X X-6 (1989. 6)

工業の独自の役割は何だったのだろうか。この疑問に答えるためには、(1)綿業紡績部門で早期に突出的近代化がおこなわれた理由、および(2)不十分な展開にもかかわらず所期の目的が達成されたとみなされた理由を考察することが必要である。本稿の課題は、1830年から53年の24年間の綿業(形成期近代綿工業と呼ぶこととする)を対象にして、この2つの理由を考察することを通じて、形成期近代綿工業のメキシコ経済史における位置、役割を知るてがかりをつかむことにある。

従来、メキシコ形成期近代綿工業の突出的近代 化に関しては、「勧業銀行」の 役割が強調され、 また、その不十分な展開の理由として、植民地経 済体制が継続している段階、なかでも教会財産の 解体が進行していない段階での工業化の限界が指 摘されている。確かに、レフォルマ期 (1850~63年) にならなければ私的所有の原則の確立など体制全 体の変化は進展しない。しかし、こうした一般論 に依拠する場合、ともすると、対象とする時代の 特質を固定的にとらえることになりかねず、植民 地経済体制からの脱皮の過程にあったメキシコ経 済体制における、形成期近代綿工業の独自の役割 を見落としてしまう結果になる。

そこで本稿では、個別の事例、特に主要な綿業者の変遷に注目して、前述した突出的近代化の成功と関税政策の変更の理由を考えてみたい。というのは、主要な綿業者の変遷は、この時期のメキシコ経済の体制的変化を大筋において反映しているからである。近代綿業の導入・移植には、資金獲得と流入する外国綿製品との競争というふたつの関門をのりきることが不可欠であった。したがって、近代綿業には、政府の保護を受けることができ、また資金力にも富む当時のメキシコの代表的実業家が参入することになった(年3)。体制的変

化のなかから新たに登場した「アヒオティスタ」 (agiotista。原意:高利貸し)の綿業参入がそれである。結論的に言えば、近代化に成功したメキシコ綿業の性格は、「アヒオティスタ」の綿業参入によって決定づけられることになったのである(性4)。

本稿では、まず、第 I 節で「勧業銀行」による 近代綿工業移植過程の限界を述べ、第 II 節で「ア ヒオティスタ」の綿業参入過程を論じることで、 突出的近代化の理由をさぐり、最後に第 III 節で関 税政策の転換の意味を考えることにする。

(注1) クラインの研究によれば、コカターンの綿紡績工場「アウローラ・ユカテーカ」が近代的設備を備えたメキシコで最初の工場であった。同工場は1833年に操業している。しかし、当時のユカターン地域はメキシコ中央政府の統制が実質的に及ばない地域であったので、ここでは考察の対象としない。Cline, H. F., "The Aurora Yucateca and the Spirit of Enterprise in Yucatan, 1821–1847," *Hispanic American Historical Review*, 第27巻第1号,1947年2月,30ページ。

(注2) Erskine, Frances (Calderon de la Barca 夫人), La vida en Mexico, durante una residencia de dos años en este país, 第2巻, メキシコ, Porrúa, 1976年 (原書, ボストン, 1843年), 361ページ。

(注3) メキシコにおける企業者形成 史 研究 は, 1970年代末から活発におこなわれるようになった。代表的研究に以下のものがある。Cardoso, Ciro F. 編, Formación y desarrollo de la burguesía en México, メキシコ, Siglo XXI, 1978年/Florescano, Enrique 編, Origenes y desarrollo de la burguesía en América Latina, 1700-1955, メキシコ, Nueva Imagen, 1985年。

(注4) Tenembaum, Barbara A., México en la época de los agiotistas, 1821—1857, メキシコ, Fondo de Cultura Económica, 1985年。

#### I 「勧業銀行」による綿工業の移植

近代綿業の移植は、1830年10月にブスタマンテ

政権により設立された「勧業銀行」の融資によって本格的に開始された。綿漿部門の突出的近代化は、それゆえ、「勧業銀行」と直接的に結び付けられて理解されている。この節では、綿業の担い手を問題とすることで、「勧業銀行」による近代綿工業移植の限界を指摘したいと思う。

#### 1. 「勧業銀行」設立の意図

「勧業銀行」は「国内産業の振興を目的として、100万~の資本金をもって」(「勧業銀行法」第1条)設立された。その際、国内産業の担い手として設定されたのは、植民地末期以来の伝統的支配者層であった。シーロ・カルドーゾは、「勧業銀行」を性格規定して、「産業革命の一過程としてよりも重商主義の影響を受けた計画(18世紀鉱業に対するブルボン朝的政策の同時代的焼き直し)としてみられるべきであり、伝統的支配階級の経済力再生を狙いとする、より広範な計画のなかに位置づけられるべきである」(注1)と述べている。「勧業銀行法」の諸条項と「勧業銀行」設立の経緯をみることで、カルドーゾの指摘を確認しよう。

「勧業銀行」の育成しようとした綿業の担い手が、当時綿布、綿糸生産に従事していた在来綿手工業者でなかったことは、「勧業銀行法」から明らかである。「勧業銀行法」の第2条では、「昨年5月22日法による共和国各港からの綿製品輸入禁止措置を、資本金創出のため、必要な期間に限り実施しない」と規定され、第3条では綿製品輸入関税の20億が「勧業銀行」の資本金に充てられることが明記されている。また、第7条では銀行の業務が2つ定められている。その第1は最新式の機械を外国から購入し、「創設される会社」に原価で引き渡すことであり、第2は「創設される会社」に原価で引き渡すことであり、第2は「創設される会社」に資金を年利率5億で貸し与えることであった(注2)。

これらの「勧業銀行法」の規定は在来綿手工業者にとって二重の意味で痛手であった。第1に、在来綿手工業者の根強い運動の末勝ち取られた1829年5月22日関税法はこの結果効力を一時停止されることになったからである。第2に、「勧業銀行法」が育成の対象としたのは、在来綿手工業者ではなく、新たに「創設される会社」(第7条)であったからである。

後述するように、「勧業銀行」は新たな大工場を創設・育成したが、この結果、植民地末期以降、ヨーロッパからの安価な綿布の流入により衰退しつつあった在来綿手工業は、1850年代には紡績部門が完全に工場内生産に取って代わられ、また近代化の遅れる織布部門も工場生産される綿糸の供給に依存した結果、近代的生産体制のなかに組み込まれることで、自立性を失っていくことになった(注3)。

政府が資金を蓄え、融資することで産業の育成 を図るという政策は、植民地末期に設立された 「鉱山勧業銀行」(Banco de Avío de Minas) に原 形を求めることができる。1777年、ヌエバ・エス パーニャの鉱業問題を迅速に解決するために「王 立鉱業審議会」が設置され、その一機関として、 「鉱山勧業銀行」が設立された。同銀行は、本国 に送られる銀の一部を資金として, 鉱山主への融 資・近代的技術の導入をおこない,鉱業の育成を 図ることを目的にしていた(注4)。一方, 1830年に 設立された「勧業銀行」は,この植民地末期の政 策を、 全産業分野に広げたものであった。「勧業 銀行」を発案したアラマーン (Lucas Alamán) は 「王立鉱業審議会 | の一機関として,「鉱山勧業銀 行」とともに設立された「鉱業学院」(Colegio de Mineria) に、1810年入学している。アラマーンの 構想は、この経験に依拠していた<sup>(注5)</sup>。

では、綿工業育成の対象として想定された新会社とはどのようなものだったのだろうか。「勧業銀行法」自体は、この点に関して明白な規定をおこなっていない。そこで、実際の設立経過にそくして考えていくことにしよう。

「勧業銀行」の設立においてイニシャチブをとり、自ら総裁に就任したアラマーンは、1830年4月、「勧業銀行法」制定に先立って、各州知事に

会社設立を命じている。また、1832年の「勧業銀行年次報告」では、勧業銀行役員会が最初におこなうべき任務として「国民に会社あるいは団体の創設を促すことで合意し」、その結果14の新会社が1831年末までに設立されたと報告されている(性6)。

第1表は、「勧業銀行」の指導の下に 設立された会社一覧である。各企業は、設立主旨から窺い知ることができるように、公的役割を強く担わされていた。「セラーヤ産業」の場合、グアナファト州知事がセラーヤ地区の行政長官に命じて設立させた会社であり、ポタッシュによれば、その資本金1万5350~,のうち4050~,(26年)は29人の役人によるものであった(注7)。プエブラ社の場合には、資本金8475~,の内1350~,と寄付金のほとんど全てを役人、議員、教会関係者が出資していた(注8)。

以上のように、銀行設立の意図が植民地経済体制の枠組のなかにあったことは、カルドーゾの指摘どおり確かであろう。しかし、独立メキシコの

設立会社団体	設立年月日	設 立 趣 旨	株 価(ペソ)	株 数	総資金(ペソ)
メキシコ社 トラネパントラ社 プエブラ社	1830. 5. 28 1831. 1. 12 1831. 2. 31	綿織物工場の建設 養蜂場,製材所,毛織物工場の建設 綿業,じゅうたん,染色業の保護	500  50		23,500 8,475 寄付 1,203
クエンカメー社 サン・アンドレス・トゥストラ社	1831. 3. 4 1831. 3. 16	綿業,毛織物業の保護 繰棉機の設置 -	100	11.5	1, 150
トラスカーラ社 レオン・デ・ロス・アルダマス社 サン・ミゲル・アジェンデ社 セラータロ社 ケレタロ社	1831. 4. 11 1831. 5. 14 1831. 6. 24 1831. 7. 1 1831. 8. 1	綿織物工場の建設 養蚕業,綿業,絹織物業の振興 製紙工場の建設 綿紡績・綿織物工場の建設 ヨーロッパ風布地工場の建設	500 200 200 200 200	17. 5 50 46 30¾ 	8,775 10,000 9,200 6,150
サン・ルイス・ポトシ社 ビージャ・デル・パラル社 モレーリア社 チ ワ ワ 社	1831. 8. 14 1831. 9. 21 1831. 10. 21	自州の農・工・鉱業の振興 綿業,毛織物業の振興 綿業,鉄鉱採掘の保護 綿織物業,毛織物業の振興	200 200 	42.5 48½ 	8, 500 9, 650 16, 000

第1 褒 「勧業銀行」の指導下で設立された会社一覧

<sup>(</sup>出所) "Informe y cuentas que el Banco de Avio presenta" (1832, enero), Luis Chávez Orozco 編, El Banco de Avio y el fomento de la industria nacional, colección de documentos para la historia del comercio exterior de México, 第2期第3巻, メキシコ, Banco Nacional de Comercio Exterior, 1966年, 102~105ページより作成。

<sup>(</sup>注) …は不明,もしくは概数が知られている。

成立した時代において、アラマーンの意図は実現できたのであろうか。銀行設立の前年、1829年には、スペイン人の追放が決定されたことに示されるように、伝統的支配階級はその基盤を失いつつあったのである。融資活動の結果を次にみてみよう。

### 2. 綿業に対する「勧業銀行」の融資活動と その成果

綿業は当時の産業育成政策において中心的産業分野であった。第1表で示されているように、「勧業銀行」の指導によって設立された14の新会社のうち10の会社は綿業を主な活動対象に設定している。しかし、これらの10の会社のうち、実際に融資をうける段階まで準備が整ったのは、「メキシコ産業」と「セラーヤ産業」だけであった。

第2表は、綿業部門において実際に融資がおこなわれた9つの会社・個人とその融資額を示した

第2表 「勧業銀行」の綿業部門に対する 融資先と融資額

(単位:ペソ)

融资先	初回の 融資年	融資額
ルーカス=アラマーン ヴィクトリアーノ=ロア	1837 1835	60,000 72,320 (22,320)
アントゥニャーノ社	1831	183, 916 (37, 916)
セラーヤ産業	1832	12, 275 (2, 275)
J・I・ゲレーロ メキシコ産業 (トラルパン)	1840 1832	6,000 145,940 (54,945)
S・アルダソーロ	1835	62, 320 (22, 320)
R・パルド ウェルシュ	1835 1838	50, 000 56, 000
機械をのぞく融資額の総計		509, 000

(出所) Potash, Robert A., Banco de Avío: el fomento de la industria, 1821—1846, メキシコ, Fondo de Cultura y Económica, 1959年, 178~179ページ第5表, 182ページ第4表, 184ページ第7表, から抽出作成。

(注) かっこ内は機械購入にあてる費用。

ものである。融資と機械の購入は、唯一の例外を除いて、1838年再び輸入禁止政策が採用された時まで続いている。「勧業銀行」が融資対象とした会社・個人は政府との関係を基盤にしており、融資はなんらかの特権的性格を帯びている。しかし、第2表の会社や個人はその設立経過からみて均質的とは必ずしも言えないので、ここでは3つに分類し、その代表的事例をみていこう。第1は「勧業銀行」の指導により設立された会社に対する融資、第2はすでに綿業に従事していた実業家に対する融資、第3は外国商業資本に対する融資である。

(1) 「勧業銀行」の指導により設立された綿業 会社への融資——「メキシコ産業」と「セラ ーヤ産業」

「メキシコ産業」は工場の所在地から通称トラルパンと呼ばれ、14の新会社のなかで最初に設立され、かつ資本金も最大であった。この設立には、すでに述べたようにアラマーン自らが関与しており、「勧業銀行」はその産業育成政策の要に「メキシコ産業」を位置づけていた(注9)。

機械の導入は「勧業銀行」設立前からすすめられており、初回の融資が決定された1832年1月には多くの部品がトラルパンに到着していた。計画では、当時のアメリカ合衆国における最大規模の工場と同程度の工場にするべく目標(2400~3840錘)が設定されていた。1832年1月には、すでに、工場建設に着手している(注10)。ところが、1832年末の時点でトラルパンの建設は困難に直面した。同年1月の「勧業銀行報告書」によれば同年中の操業開始が予定されていたが、1年後の報告書では、いまだ工場の屋根ができていないと記されている。そのうえ、機械の一部(4000℃相当)が故障しており、新たな投資が必要とされてい

た(注11)。この結果1833年以降も融資が続けられ、38年1月の報告書によれば、同年中に操業開始の見込みであった(注12)。1843年において、トラルパンは綿紡錘数2352で操業している。第3表で示されているように、トラルパンの規模はメキシコの全紡績工場のなかで第16位であった。「勧業銀行」が最大の努力を払ったにもかかわらず、その成果は小さかった。

一方,「勧業銀行」の指導のもとに 設立された もう一つの会社「セラーヤ産業」は、完全な失敗 であった。「セラーヤ産業」には、1833年までに 1万~が融資され、2275~相当の蒸気機関が引き 渡されている(注13)。ポタッシュによれば、「セラーヤ産業」にたいする融資決定の背景には、アラマーンのはたらきかけがあった。セラーヤは、アラマーンの出身地に近く、アラマーンの多くの友人が「セラーヤ産業」に関わっていたからである(注14)。用地設定の失敗や資金不足によって、工場建設は進まず、完成しないまま放置された(注15)。

(2) 綿業実業家への融資--アントゥニャーノ

第3表 主要綿紡績、織布工場20社 (1843, 45年)

1843				43	1845
所 有 者 名	工場名	州名	紡錘数	織機数	紡錘数
1 2. アントゥニャーノ社 3. ガライ社	ココラパン コンスタンシア エコノミーア マグダレーナ ラ・ファース	ベラクルス プエブラ メキシコ	11, 500 7, 680 2, 508 8, 400 	$ \begin{array}{c} 301 \\ 160 \\ 130 \end{array} $ $ \begin{array}{c} 90 \\ 161 \end{array} $ $ \begin{array}{c} 448 \end{array} $	11, 610 7, 680 3, 900 8, 328
<ol> <li>4. ベラスコ社</li> <li>5. バリオ,マルティネス・デル・リオ</li> </ol>	サン・アントニオ・アバド パトリオティスモ セグンダ・カージェ・デ・ サン・ホセ	プエブラメキシコ	6, 528	197 <sup>J</sup>  58	7, 248
6. カエターノ・ルビオ	ミラフローレス ヘラクレス	メキシコ	5, 030 4, 200	 112	5, 700 4, 200
7. アンドレス・ソアル	ティサパーン デ・イグレシアス	メキシコ	4,000	200	4,000
8. バロン,フォルベス 9. カスターノ・フレーテス 10. ウェルシュ	ハウハ ベジャビスタ インドゥストリア	ハリスコートラクレス	3, 744 3, 048 3, 000	52 120 	3,744 5,832 4,000
		小 計	60, 638		66, 242
11. ロメーロ社 12. バシリオ・メンダロス・ ケータ	ベネボランシア オホ・デ・アグア	プエブラ ドゥランゴ	2,800 2,520	 40	2, 220 2, 520
リーク 13. ミエール社 14. コスメ・フルロン 15. グメシンド・サビニョン	マジョラスゴ モリーノ・デ・エメンディオ モリーノ・デ・マジョラスコ	プエブラ	2, 500 2, 400 2, 376	20 	2,700 2,400
16. —— 17. マヌエル・カマーニョ 18. ルイス・ガルシーア 19. マヌエル・イニーゴ 20. エスカンドン社	トラルパン モリーノ・デ・カルメン デ・ルーカス・マルティン ロス・アンヘレス エスコーバ	メキンゴラ ベラクルス ハリスコ	2, 352 2, 212 2, 200 2, 198 2, 112	36  54 	2, 352 2, 212 2, 200 2, 198 2, 112
		総 計	106, 708		129, 527

<sup>(</sup>出所) "Memoria sobre el estado de la agricultura e industria de la República, que la Dirección General de estos ramos presenta al Gobierno Supremo, 1843," 第5表, および "Memoria sobre el estado de la agricultura e industria de la República en el año de 1845, que la Dirección General de estos presenta al Gobierno Supremo," 第4表。 それぞれ Documentos para el estudio de la industrialización en México, 1837—1845, メキシコ, Secretaría de Hacienda y Crédito Público, Nacional Financiera, 1977年,81ページおよび240ページより抽出作成。

#### の場合

基本構想の挫折は「勧業銀行」の指導のもとにプエブラで設立された「愛国社」の場合をみることでも確認できる。会社の中心人物、最大の出資者であったアントゥニャーノ (Estevan de Antunano) は同社の資金不足を憂慮し、新会社の設立に踏み切ったため、1831年、早くも「愛国社」は活動を停止している(注16)。

「勧業銀行」は、1831年、本来プエブラの「愛国社」用に予定していた機械3万7776~,相当と3万~,の融資をアントゥニャーノの設立した別会社におこなっている(注17)。1838年までに、「勧業銀行」の融資総額は14万6000~,に達した。機械はフィラデルフィアから船積みされて、1833年8月にベラクルス港に到達したが、標高2000粒にあるプエブラに到着したのは1年後であった。彼の工場「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」は、1835年1月操業を開始した(注18)。

アントゥニャーノは、綿業工業化の歴史において、常に特筆されてきた実業家である。メキシコで初めての大規模な近代的綿紡績工場の創設者であったからばかりではなく、さまざまなパンフレットをつかって綿業近代化と政府の援助の必要性を訴え続け、アラマーンの政策の実践的支援者、宣伝者となったからである。しかしながら、彼は、ブエブラの他の在来綿手工業者とは質を異にしていただけではなく、後述する当時の近代的綿業に従事する他の実業家と比較し、綿業に最大の力を注いだ点で、例外的綿業者であったことに注意しなければならない(注19)。

#### (3) 外国商業資本への融資

「勧業銀行」が設立時において融資対象に想定 していた植民地期以来の特権層には,工場制の綿 業を担えるだけの資金力と資質が欠如していたこ とは、末期の融資を見ることでより明確になる。 第2表に見られるアラマーンへの融資は、フランス人商人レグラン兄弟とアラマーンが共同でオリサバに建設した工場「ココラパン」のためにおこなわれたものである(性20)。この融資は、形式的にはアラマーン個人への融資であり、特権的性格を維持している。しかし、植民地末期以来の特権層だけでは近代的綿業をメキシコに移植できず、独立後スペイン人商人に代わって登場した富裕な外国人商人の資金協力が不可欠だったことをこの融資は示すことになった。「ココラパン」は1839年に操業を開始し、43年において1万1500錘、301織機を備える当時最大の綿紡績織物工場であった。

「勧業銀行」最後の融資は、ハラーパ在住の元イギリス副領事、商人のウェルシュにたいしておこなわれている(注21)。彼の工場「ハラーパ産業」は、1840年に創業し、43年において3000錘を持つ中規模のものであった。

以上のように、「勧業銀行」は、綿業部門において、植民地期以来の特権層の育成に成功しなかった。結果的に「勧業銀行」が育成することになったのは、外国人商人層であった。したがって、カルドーゾの指摘は、アラマーンの「勧業銀行」の設立それ自体にはあてはまるが、実際の役割に関しては、正確だとはいえない。綿紡績部門の突出的近代化を担ったのは、次節でみるように「勧業銀行」を直接、間接に利用することで新たに綿業者となった実業者だったからである。

(注1) Cardoso, Ciro F. 編, *México en el siglo* XIX (1821—1910), メキショ, Nueva Imagen, 1980年, 164~165ページ。

(注2)「勧業銀行法」の全文は、Potash、Robert A., El Banco de Avío de México: el fomento de la industria, 1821—1846、メキショ、Fondo de Cultura Económica, 1959年、243~244ページを参照。本書は、「勧業銀行」に関する基本的な研究書であ

る。

(注3) たとえば、プェブラの場合、1830年に468人 いた手紡工が、40年代には、4人になっている。 Contreras Cruz, Carlos; Juan C. Grosso, La estrutura productiva y ocupacional de la ciudad de Puebla, プェブラ, Universidad Autónoma de Puebla, 1979年, 70~71ページ。メキシコ綿業の歴史 は古い。綿花は自生しており、原住民村落においては 自給自足的な綿布生産が植民地期以前からおこなわれ ていた。さらに、植民地末期には都市の発達にともな いメキシコ各地で綿手工業が生まれた。なかでもプエ ブラでは、メキショ市の市場向けに在来綿手工業が発 展していた。18世紀末から19世紀初頭にかけてのメキ ショ・シティへの綿製品の流入をみると, 外国製品と プエブラ製品との比率はほぼ半々であった。ヨーロッ パ製品の流入は在来綿業にとって脅威であったが、在 来綿業は工場制が導入されるまで、確固とした基盤を 維持していたのである。独立直後における在来綿手工 業者の発言力は強く、在来綿手工業の保護を目的にし て、1829年には、普通綿布の輸入禁止をもりこんだ関 税法が制定されている。植民地末期から独立直後のメ キシコ綿欒については、佐藤勘治「メキシコにおける 在来綿手工業と貿易政策、1789-1829」(『地域研究』 創刊号 1983年) をみられたい。

(注4) Conde de Revilla Gigedo, Instrucción reservada que el Conde de Revilla Gigedo dió a su sucesor (1794), メキショ, Jus, 1966年, 210ページ。

(注5)「勧業銀行」の構想,運営のほとんどは,自 ら総裁に就任したアラマーンの主導権によっていた。 彼は、1792年、銀産出地として有名なグアナファート の富裕な貴族の家に生まれた。一家は、独立革命の争 乱状態のなかで掠奪を経験した。このことが,彼の保 守的思想形成に影響を与えたと言われている。彼は, 1814年, 鉱山技術習得 のため ヨーロッパに渡り, 20 年に帰国した。翌年2月には、再び、グアナファート 選出代議員としてスペイン本国のカディス議会へ参加 するためベラクルス港を発った。この自由主義的なカ ディス議会の開催中に,メキシコはイトゥルビデを長 として保守的な臨時政府を樹立し、スペインから独立 する。パリ,ロンドン滞在を経て,1823年独立メキシ コに戻ったアラマーンは、政界で活躍する一方、荒廃 していた鉱山の再開発に自ら着手し、外資の導入に努 力した。1824年には,ロンドン滞在以来の念願であっ たイギリス資本による「連合メキシコ鉱山会社」の設立に成功する。この会社は、イギリスにおけるラテンアメリカへの鉱山投資ブームのきっかけとなった鉱山会社の1つとなった。アラマーンはこの会社の現地取締役として実質的経営に携わった。しかし、結果は芳しくなかった。アラマーンは、1829年、資金不足と現地イギリス人スタッフとの意見の違いを理由にして、鉱山会社から手を引いている。鉱山業再開発の試みが失敗したことで、彼は、製造業部門に期待をかけた。アラマーンが「勧業銀行」を設立したのは、この直後、1830年、ブスタマンテ政権の閣僚となったときである。アラマーンに関しては、Valadés、José C., Alamán: estadista e historiador、メキシコ、UNAM、1977年を参照した。

(注6) "Informe y cuenta que el Banco de Avio presenta en cumplimiento de lo prevenido en el artículo 9 de la ley de 16 de octubre de 1830" (1832, enero), Luis Chávez Orozco 纁, El Banco de Avio y el fomento de la industria nacional, colección de documentos para la historia del comercio exterior de México, 第 2 期第 3 巻, メキシコ, Banco Nacional de Comercio Exterior, 1966年, 101~105ページ。

(注7) Potash, 前掲書, 97ページ。第1表中の総 資金と異なった数字をポタッシュはあげている。

(注8) "Idea de la Sociedad Patriótica formada en este capital del Estado de Puebla para fomento de artes" (1831), Miguel A. Quintana, Estevan de Antuñano: Fundador de la industria textil en Puebla, 第2巻, メキショ, 1957年, 71~75ページ。

(注9) Potash, 前掲書, 106ページ。「勧業銀行」は「メキシコ産業」の機械購入に対して5万4945分。 その他の融資として1万3100分を貸し与えている。 "Relación circunst anciada de las habilidades dadas por el Banco de Avío para el establecimiento y fomento de varias empresas industriales desde la creación de dicho establecimiento hasta fin de julio de 1837" (1838, enero), Chávez Orozco 編, 前掲書所収, 236ページ。

(注10) "Informe y cuenta que el Banco de Avio presenta……" (1832, enero), 同上書所収, 106ページ。「勧業銀行」はアメリカ合衆国から技術者の受人をおこなった。外国人技術者は主に「メキシコ産業」の工場建設にあたっている。「勧業銀行」は主

任技術者であるマコーミックをはじめとする7名の技術者に対して毎月1000%,近くを支給した。特に主任のマコーミックは、年3600%,の高給を得ていた(同上書109 および [1832, diciembre] 137~138ページ)。

(注11) 同上書 106 および 129~130ページ。

(注12) "Relación circunstanciada de las habilidades dadas por el Banco de Avío.……", 同上書所収, 237ページ。

(注13) 同上 242ページ。

(注14) Potash, 前掲書, 106ページ。

(注15) "Informe y cuenta que el Banco de Avío presenta······" (1832, enero), 168~169ページ。失敗が明確になったため、「勧業銀行」はセラーヤ向けに予定していた機械をロア(Victriano Roa)とアルダソーロに分配している。セラーヤの工場は、その後1835年に「勧業銀行」の融資を受けたアラマーンに買取られ、毛織物工場として建設が再開される。Potash、前掲書、184ページ参照。ロアとアルダソーロは「勧業銀行」の役員であり、機械の分配は役得的性格を帯びていた。ロアの会社はすぐ解散し、アルダソーロの工場は第3表に示されているように1843年において1200 錘をもつにすぎない小規模なものであった。

(注16) Quintana, 前掲書, 第2巻, 75ページ。

(注17) Potash, 前掲書, 108~109ページ。

(注18) "Informe y cuenta que el Banco de Avío presenta……" (1832, enero), 169ページ。

(注19) 彼のパンフレットの多くは、Quintana、前掲書でみることができる。彼は1792年ベラクルスの富裕な商家に生まれ、スペイン、イギリスで教育を受けた。イギリス産業革命を実際に目にできたことが、後に彼を綿業に向かわせたと言われている。1812年、彼は商業に身を投じ、その後プェブラにある妻の大農場を経営している。また、1821年には小規模な紡績工場をプェブラに建設した。彼は、商業、アシェンダ経営から得られる資金と政府からの資金融資を背景として、綿業実業家としての経験をいかすことで工場の建設に成功した。Hale、Charles A., El liberalismo mexicano en la época de Mora、1821—1853、メキショ、Siglo XXI、1972年、274ページ。パルド(Ramón Pardo) も綿業実業家であったが、その経歴は知られていない。

(注20) Potash, 前掲書, 145ページ。

(注21) 同上書 169, 227ページ。

## Ⅱ 「アヒオティスタ」の綿工業への 進出

「勧業銀行」によって生みだされたメキシコの近代綿工業は,「勧業銀行」の廃止(1842年)後も,国内市場の基盤を失うことなく,一定の生産を維持し続けた。しかし,その担い手となったのは,前節でみた「勧業銀行」が融資しようとした資金力に乏しい植民地末期以来の旧特権層でも,また,「勧業銀行」の末期の融資対象となった外国人商人でもなく,「アヒオティスタ」と呼ばれた人々だった。この節では,「勧業銀行」廃止後の綿工業の主要な担い手「アヒオティスタ」がどのような人たちだったのかを述べ,その進出過程を具体的に示すことにする。

第3表は1843,45年における主要綿紡績,織布工場を、紡錘数に基づいて上位20位まで示したものである。10位までの工場で総紡錘数の半分以上を占めているので、この時期の綿業者の特徴を、10会社12人に代表させて考えることにする。この表にしたがって、工場所有者の特徴を10位まで概括的にみてみよう。

「勧業銀行」が融資した「ココラパン」とアントゥニャーノの所有する2工場が第1位と第2位を占めている。この点で、「勧業銀行」が、後の綿工場の発展を牽引する役割を果たしたと言えるだろう。しかしながら、アントゥニャーノの会社は、1849年にはスペイン人商人ベルへスに所有権が移行しているし、また、アラマーンの「ココラパン」は、1843年には表の6位に掲載されているルビオとガルベスに、48年には表の20位に掲載されているエスカンドンに所有権が移行している。

「勧業銀行」の閉鎖にともなって、アントゥニャ

ーノとアラマーンは、大工場を維持するだけの資 金を用意することが、もはやできなくなったから である。

3位以下の工場所有者のうちウェル シュ 以外 は、「勧業銀行」とは 直接的に 関係のない工場で ある。 3位のガライ、 5位のバリオ と デル・リ オ、6位のルビオ、および1位の「ココラパン」 を 1840 年代末に入手する エスカンドンは、 当時 「アヒオティスタ」と呼ばれていた政商・金融業 者であった。8位のバロンとフォルベス,10位の ウェルシュは商人であり、それぞれイギリスの在 サンブラス (San Blas) 領事, アメリカ合衆国の 在テッピク (Tepic) 領事, イギリスの在ハラーパ (Jalapa) 副領事を務めていた。ただし、バロンと フォルベスの工場「ハウハ」は、密輸品を国産品 に偽装するためにも使われていたと 言われてい る(注1)。4位のベラスコはスペイン人商人であっ た。リオールとフレーテスの出自に関しては明ら かではない。

以上のように、1840年代の綿工業は商人・金融業者の同部門への参入を特徴としていた。特に、「アヒオティスタ」の進出が顕著である。「アヒオティスタ」とはどのような人々だったのだろうか。

金融機関の発展していなかったこの時代には、教会とともに国内の新興商人が金融業にも従事していた。新興の商人たちは、債務を肩代わりすることなどで、その業務を広げていた。なかでも、巨額にのぼった政府財政の赤字補塡のための内債が「アヒオティスタ」によって引き受けられていた。1830年代の歳入に占める税収入と「アヒオティスタ」の貸付の比率は、少ない年で、4:1、多い年には2:1以上になっている。1830年代以降、メキシコ政府は「アヒオティスタ」に経済的

に依存することになる。 その結果,「アヒオティスタ」は,政府から見返りとしてタバコ,塩の専売権などの利権を獲得し,政商としてその経済力を拡大していった。「アヒオティスタ」 の多くは単なる金融業者ではなく,内債の引き受け手として,政府と密接な関係をもつにいたった金融業者・実業家であった(性2)。

たとえば、1843年当時メキシコ第2の規模を持つ綿紡績工場「マグダレーナ」の所有者であったガライは、サンタ・アナ大統領のもとで1834年の1月から4月まで大蔵大臣を務め、その後、次々と政府の利権を獲得していくことになる。前述した意味で最初の「アヒオティスタ」であった。彼は大蔵大臣辞任後、メキシコ市とクエルナバカ、バヒオ間の道路復旧工事を請負い、その代わりとして、ハラーパ、ベラクルス、プエブラでの交通税の全額を15年間にわたって徴収、獲得する権利を得た人物であった(性3)。

「アヒオティスタ」が既存の工場を取得した過程をみると、その金融業者、商人としての側面が綿業進出の大きな契機になっていたことがわかる。以下、3例について具体的にみていこう。

#### (1) ベルヘスの事例

アントゥニャーノの建設したメキシコで最初の 近代的綿紡績工場「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」を入手することになるベルオスは、ベラク ルスでフランス製品の輸入商・仲買人として活躍 していたフランス人商人であった(注4)。この仕事 で財を成したベルへスは他の分野にも進出し、アントゥニャーノにたいしては原綿供給と融資をお こなっていた。ベルへスは、政府の内債を引き受けていたかどうかについて確認できないが、金融 業者であり、綿業進出の過程は、後述する典型的 「アヒオティスタ」の場合と基本的に同じであ る。

所有権の移行は次のような経緯をたどっておこ なわれた。1845年、アントゥニャーノはベルヘス から「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」を担保 にして綿花10万~,分を受け取っていたし、同工場 の改良費用として2万4837~,の融資を受けてい る。1847年アントゥニャーノが死亡した時点でベ ルヘスは最大の債権者であった。1849年ベルヘス は再び融資をおこない、同年の競売をつうじて最 大の債権者の特権としてアントゥニャーノの所有 していたアシエンダと綿紡績工場「エコノミー アーを入手している。その価格は実勢価格の3分 02に評価され、14万8105<sup> $^{\prime}$ </sup>, であった。しかし、 この額はアントゥニャーノの債務の全て ではな く、その後ベルヘスは他の債権者へ支払いを条件 に「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」と別のア シエンダを入手している(注5)。

アントゥニャーノの債務が拡大した要因には、1840年代の原綿不足とそれにともなう価格の高騰問題があった。1842年には綿花不足により、全国で5832錘あった紡錘のうち稼働していたのは、約半数2982錘にすぎなかった(注6)。たとえば1843年初頭、「ココラパン」では1万1500錘が稼働していたが、同年末には全生産を中止している。1844年には5月から10月まで6294錘、45年には2200錘が稼働しているにすぎない(注7)。こうした状況はプエブラでも例外ではなく、「ラ・コンスタンシア・メヒカーナ」は1845年7月、綿花不足から操業を停止している(注8)。

アントゥニャーノによれば、1843年における必要原綿量は12万% (quintal。1%=46規) であったが、全国の原綿生産量は41年に5万4000%、42年4万5000%、43年2万7000%であった(注9)。外国産原綿の輸入は、国内綿花栽培者の保護を目的と

して1836年以来原則的に禁止されていた点を考え 合わせれば、綿花不足の深刻さが理解できる。ア ントゥニャーノは、1830年代には綿花の輸入禁止 を主張していたが、このような状況のもとで、40 年代には原綿輸入の特別許可を政府に対して要請 している。その結果、1843年には政府と密接に結 び付いていた 「アヒオティスタ」, エスカンドン がこの権利を取得した。しかし、アントゥニャー ノ自身は資金不足から輸入原綿をエスカンドンか ら入手できなかった。このような原綿の不足か ら, 価格は高騰した。プエブラでは1839年1 %あ たり23~25~,であったが、43年には48~,にまでな った<sup>(注10)</sup>。さらに,価格高騰の背景には,原綿供 給商人が関わっていた。彼らは、48~のうちから 20~21~,を手数料として取得していたとある報告 書は述べている<sup>(注11)</sup>。商人が綿業に進出する機会 はこうして作られたのである。

#### (2) エスカンドンの事例

原綿供給商人でもあった典型的「アヒオティス タ」の綿業への進出過程をエスカンドンの例でみ てみよう。エスカンドンは、スペイン商人の一家 に、オリサバで生まれた(注12)。彼の最初の事業は 1833年,メキシコ市―ベラクルス間の乗合い馬車 の運行権、道路の管理権をサンタアナから入手す ることで始められた。この権利は、植民地時代 にはメキシコ市 の 商 人 ギルド「コンスラード」 (Consulado) のものであった(注13)。独立によって コンスラードが解散した結果、その利権が新しい 政商に与えられたのである。エスカンドンが入手 した上記の利権は流通部門の独占権を意味するも のであった。これらの権利は、すでに述べたよう に, 政府財政赤字を埋めるための国内借款の多く を他の「アヒオティスタ」とともにエスカンドン が引き受けていたために、その見返りとして与え

られたものである。

彼はその後,政府の財政事情の悪化にともなって政府から鉱山,たばこ生産・販売の独占権,貴金属輸入権,製塩独占権,兵器の輸入権などを次々に獲得している。彼は死の前年,1861年にメキシコ市—ベラクルス間の鉄道建設の権利を受けてもいる。

エスカンドンの綿業への進出は、1840年代初頭における「エスコーバ」の建設で始まっている。しかし、この工場はバロンの「ハウハ」同様、密輸品をカモフラージュして国産品に見せかけるための偽装工場の役割も果たしたといわれている(注14)。エスカンドンが「ココラパン」を入手する過程は明らかではない。しかし、「ココラパン」は、前述のように1840年代半ばから主に綿花不足から経営が悪化し、アラマーンから第三者に経営が移行していた。エスカンドンは自らの出生地にあった同工場を1848年に入手している(注15)。

業務内容から窺えるように、金融、輸入業、また流通部門がエスカンドンの事業の中心であり、綿業への進出も密輸品の取り扱いを契機にしていた。当時綿製品は高級品を除いて、輸入が禁止されていたが、この輸入禁止措置は生まれたばかりの近代的綿業を保護すると同時に、エスカンドンのおうな密輸業者にも利益をもたらしていたのである。エスカンドンの綿業への進出はこの輸入禁止措置を2つの面から利用するものであった。すなわち、一方では密輸によって、一方では綿布生産によって二重に利益を獲得できたのである。当時の密輸の実態はその性格上明らかではないが、多くの論者は国内の生産量と匹敵するか、それ以上だったと指摘している(注6)。

(3) デル・リオ兄弟の事例

マルティネス・デル・リオ兄弟の 場合 も「ア

ヒオティスタ」の綿業進出を典型的に示している(注17)。彼らの父親は植民地末期パナマを中心にして、南アメリカ、カリブ海域の貿易で財をなし、独立後、子供とともにメキシコに渡った。メキシコ移住後は、貿易のほかテキサス、コアウイラで植民事業に携わった。1836年に父親が死亡し、38年兄弟は「マルティネス・デル・リオ商会」を創設する。彼らは約束手形、現物、現金などさまざまな手段で商品を売却し、売却先が支払い不能に陥ると、債務者の経営に関与する度合いを高め、徐々に商会に所有権を移行していった。この顕著な例を「ミラフローレス」の所有者になる過程で見ることができる。

「ミラフローレス」は、元来、前掲第3表に共同所有者としてあげられているバリオだけが所有していた。「マルティネス・デル・リオ商会」は、この工場のために綿紡績機を輸入し、また綿花を供給している。これらの販売によりバリオは商会に対して、1840年には約12万~、の債務を負うことになる。商会は、利子を受け取らないことを条件にして、同工場で製造された綿糸の売却権を入手している。また、工場と敷地は担保とされた。1843年の時点で、両者は債権者、債務者の立場から一転して、共同所有者になった。その後、1849年には、バリオは商会に所有権を譲り、「ミラフローレス」は商会の手中に収まることになる(性18)。

以上の3例に示されるように、綿花と機械の納入、それに伴う融資が商人/「アヒオティスタ」の綿業進出の契機であった(注19)。「アヒオティスタ」らは、輸入、金融業をつうじて「勧業銀行」の成果を獲得した。近代綿工業は、この「アヒオティスタ」の綿業進出によって、初めてメキシコに定着することができたのである。

「アヒオティスタ」は、すでに述べたように、 植民地期以来の支配階層に結びついた特権的商人 ではなく、独立メキシコが形成されて以降登場し た、時期的に新しい商人、金融業者である。しか し、「アヒオティスタ」は綿業に進出することで 産業資本家への転化を図ったようには思えない。 彼らの綿業参入の成功は、直接的な利権の獲得に よるものではなかったものの、「勧業銀行」の成 果の利用によったという点で、綿業部門において も、利権の恩恵を受けている。したがって、次節 で述べるように、形成期近代綿工業も、特権的商 人としての「アヒオティスタ」の性格に大きく規 定されることとなった。

- (注1) Potash, 前掲書, 227ページ。
- (注2) 「アヒオティスタ」の性格に関しては、 Tenembaum, 前掲書を参照。 政府歳入に占める内債 の割合は、同上書 211~212ページ参照。
  - (注3) Tenembaum, 前掲書, 53ページ。
- (注4) 以下, ベルヘスに関する記述は, Aguirre Anaya María del Carmen, Alberto Carabarín García, "Empresarios de la industria textil en Puebla," 修士論文, Universidad Autónoma de Puebla, プェブラ, 1979年, による。
  - (注5) 同上論文 37~38, 43ページ。
- (注6) Keremitsis, Dawn, *La industria textil mexicana en el siglo XIX*, メキショ, Secretaria de Educación Pūblica, 1973年, 61ページ。
  - (注7) 第3表を参照のこと。
- (注8) Grosso, Juan Carlos, "Notas sobre la formaión de la fuerza de trabajo fabril en el municipio de Puebla, 1835-1905," *Boletín de investigación del movimiento obrero*, 第1年第2号, 1981年, 23ページ。
  - (注9) Quintana, 前掲書, 第2巻, 250ページ。
  - (注10) Keremitsis, 前掲書, 26ページ。
- (注11) "Memoria sobre el estado de la agricultura e industria de la república en el año de 1844," Documentos para el estudio de la industrialización en México, 1837—1845, メキシコ, Secretaría de Hacienda y Crédito Publico Nacional

Financiera S. A., 1977年, 147ページ。

- (注12) 以上, エスカンドンに関する記述は, Urías Hermosillo, Margarita, "Militares y comerciantes en México," Florescano 編, 前掲書所収/同 "Manuel Escandon, de las deligenias al ferocarril, 1833–1862," Cardoso, 前掲書所収, によっている。
- (注13) Urías Hermosillo, "Militares y comerciantes.....,"  $78\% \rlap{\circ}{\wp}_{\circ}$
- (注14) Urías Hermosillo, "Manuel Escandon ……," 31~33ページ。
- (注15) Urías Hermosillo, "Militares y comerciantes.....," 31、37ページ。
  - (注16) 同上論文 30~31ページ。
- (注17) 以下, デル・リオに関しては, Beato, Guillermo, "La Casa Martínez del Río: del comercio colonial a la industria fabril, 1829-1864," Cardoso, 前掲書所収によった。
  - (注18) 同上論文 70~72ページ。
- (注19) 既存の工場を取得しない場合であっても、 原綿の確保と資金の豊富さが当時の綿業者の条件となっていた。4位のベラスコの場合、その妻がベラクルス州トラコタルパン(Tlacotalpan)の綿花フセンダード出身であることから綿花不足を克服できた。また、6位のルビオも生産者から綿花の直接買取をおこなっていた。さらに、ルビオは「アヒオティスタ」としてフラマーンの債務を所代わりしており、その結果一時的に「ココラパン」を取得している。Keremitsis、前掲書、61ページ。

## Ⅲ 関税政策の変更と「アヒオティ スタ |

さて、以上みてきた1840年代以降の「アヒオティスタ」の綿業参入は、メキシコ綿業のその後の展開にとってどのような意味をもっていたのだろうか。「アヒオティスタ」は綿工業をその経済活動のなかでどう位置づけていたのだろうか。この節では、綿業の発展にとって最大の障害のひとつだった輸入綿布への「アヒオティスタ」の対応、具体的には関税政策変更への対応をとおして考え

メキシコ近代綿工業の形成における「アヒオティスタ」の役割

ることとする。

まず、1850年代以降の国内綿業と輸入綿布の状況を簡単に示しておこう。第4表に示されているように綿布の国内生産量は徐々に増えるものの、

「アヒオティスタ」に代わってあらたな綿業者が登場する1890年代の第2次綿業発展期に至るまでメキシコの最大の輸入品目は綿布であり、輸入綿布との関係をみるかぎり、以後40年間にわたって綿業には基本的変化がみられない。たとえば、1856年におけるベラクルス港からの繊維製品の輸入高は総輸入高の約半分を占めていた。そのうち、綿布はサラサ、マダポラム、綿モスリンを中心にして主にイギリスから輸入され、総輸入高の半分以上408万つにのぼっていた。この年の綿布輸入量は、生産量が非常に伸びたとされている1854年の国内生産量と比べても、その半分近くにまで達していた。1879年でも、輸入量が4000万立方际、国内生産量は6000万立方际であった(注1)。

国産品は、16番手で織られた伝統的な男性労働者用厚手綿布(マンタ: manta)にほぼ限定されていた。1840年代、生産量の増大により、マンタ生産に関しては、自給が達成されたと指摘されてい

第4表	メキシコにおける綿工業の	
	発展(1840~1907年)	

	工場数	紡 錘 数 (1,000)	綿布生産量 (1,000ピエサ)
1840 1843 1844 1845 1854	56 42	57 125 130 113 161	88 326 400 641 2, 843
1877 1887 1897 1907	86 120 145	234 243 481 732	3, 031 3, 768 9, 217 16, 280

(出所) 1840~77: Cardoso, Ciro, México en el siglo XIX, メキシコ, Nueva Imagen, 1980年, 152ページ。1887~1907: El Colegio de México, Fuerza de trabajo y actividad economica por sectores, メキシコ, 1965年, 106ページ。

る(注2)。しかし、1867年においても、25番手よりも細い綿糸は国内生産されていなかった。下層の女性は、19世紀後半以降、国内生産されるようになったカナキンのプリント地をスカート用として消費したが、伝統的なショール(レボーソ: rebozo)は手織りであった(注3)。国内生産量の増大は、労働者人口の増大と手織り綿布の代替によりなし遂げられていたのであり、中層以上の階層を市場としていた薄手の輸入品の分野での増大はあまり進展していない。国産品と輸入品とで市場の2分化がおこなわれていたのである。

一方、この状況にたいして次のような関税政策 が採られていた。 すでに述べたように、「勧業銀 行」の資金源確保のためにおこなわれた1829年関 税法の一時停止は、1837年3月11日法の成立によ って解除された。この結果、翌年初頭から、普通 綿布の輸入禁止措置がとられた。さらに、1843年 7月の憲法 (Bases Orgánicas) 第67条では、「国 会は、管轄会議の3分の2の承認が得られない場 合, 国内産業を疎外する製品の輸入を禁止してい る諸法律を廃棄、あるいは停止することができな い」と定められ、普通綿布の輸入禁止措置の変更 に際して歯止めがかけられていた<sup>(注4)</sup>。ここで言 われている管轄会議とは、1843年にアラマーンが 結成した「全国産業庁」であった。このように, 1840年代の前半には、輸入禁止主義の姿勢が一貫 していた。レルド・デ・テハーダは、輸入禁止主 義の台頭について,「この基本政策の変更は, 政 府の政策決定にたいして, 実業家の影響力が強ま った結果だと思える」と述べている(注5)。1840年 代の前半には、アントゥニャーノを代表者として 綿業者は普通綿布の輸入禁止を強く要求していた のである(注6)。密輸品が横行している状況下にあ って、この輸入禁止政策の実質的効果は小さかっ たが,ここには,輸入品から国産品を保護するという受動的姿勢だけではなく,生産拡大への積極性がみられる。

ところが、この輸入禁止政策は米墨戦争(1848 年) におけるメキシコの 敗北以降見直しが進めら れ、1851年には 北部国境地域において (アバロス 関税法)、また53年には全国的に(セバヨス関税法)、 原綿と普通綿布の輸入が許可される ことに なっ た。アバロス関税法を成立させた普通綿布輸入解 禁の運動は、北部国境地帯あるいは海岸部の諸州 の輸入商らの運動であった(注7)。安い密輸品の流 入が半ば公然とおこなわれているこれらの州にと って、自由貿易は当然の主張であった。産業育成 政策の基本の変更をもたらした、1853年における 輸入禁止政策の全国的解除も同様に考えられるの だろうか。1850年代は、アラマーンやアントゥニ ャーノから「アヒオティスタ」に、主要な綿業者 の交代が完了した時期であり、メキシコ近代綿工 業が基礎を確立した時期である。あらたに登場し た綿業者と関税政策の変更はどのような関係にあ るのだろうか。

1850年に普通綿布の輸入解禁を主張した大蔵大臣パイノ(Manuel Payno y Flores)は、その理由として、米墨戦争の北部国境線の変更による密輸の増大、近代的綿業の定着、関税収入による国家財源の確保の3つを挙げている(注8)。この3点を綿業者の側から検討してみよう。

密輸の増大が綿業者の利益を損ねたことは確かである。しかし、影響はそれだけに留まらなかったと考えられる。米墨戦争以前はバロンの「ハウハ」、エスカンドンの「エスコーバ」などの偽装工場が必要だったことに示されているように、密輸がある程度困難であったがゆえに特定の密輸業者に大きな利益がもたらされた。しかし、密輸が

簡単におこなわれるようになるとこの種の利益は 消滅した。アメリカ合衆国からの製品流入はこれ までの密輸業者にも打撃を与えたと考えられる。

近代的綿業の定着についてはどうだったのだろうか。1851年の「植民・産業庁年次報告書」によると「ココラパン」、「ヘラクレス」、「マグダレーナ」、「トラルパン」、「ミラフローレス」などの工場は、この時期において生産を伸ばしている。ルビオの「ヘラクレス」は、1844年から55年の約10年間にマンタ生産量を約3倍にしているし、デル・リオの「ミラフローレス」は45年から54年で約4倍に伸ばしている(性9)。密輸の影響は小さな工場に対してはあったであろうが、大工場に関するかぎり生産は伸び、全体的には発展を遂げていたことが第4表からもわかる。

第3の国家財政の悪化は、「アヒオティスタ」でもあった綿業者にとっては実際的な問題だった。 資金の回収は、前節で述べたように政府からのさまざまな利権供与という形でもおこなわれていたが、直接的には政府歳入からおこなわれており、 国家財政の健全化は「アヒオティスタ」の利益にそうものであった。たとえば、関税収入の一定の割合や米墨戦争とガズデン購入(1853年)による賠償金の多くは、内外債の償還に充てられている。「アヒオティスタ」は、回収された資金で、業務の範囲を、鉱山業、農業分野にも広げている(注10)。

すでに指摘しているように、「アヒオティスタ」にとって、綿業への参入は従来からの多角的な経済活動の諸分野に、一分野をつけ加えたにすぎず、特権的商人、金融業者としての「アヒオティスタ」の性格に変化を与えるものではなかった。前節でみたエスカンドンの場合がそれをよく示している。それゆえ、一定の国内綿布市場の確保ができていた大工場への影響はないとしたこの提案

は,「アヒオティスタ」にも 支持者を 見いだすことになった<sup>(注11)</sup>。

まず、「マグダレーナ」の所有者ガライの場合を見てみよう。彼は、1848年には「植民・産業庁」の長官でもあった。「全国産業庁」(1843~46年)が輸入禁止政策を支持していたのに対して、新設された「植民・産業庁」は輸入禁止政策の廃棄を主張した。米墨戦争直後の1848年、「植民・産業庁」は大蔵大臣に対して原綿および普通綿布の輸入解禁を提案している(注12)。

この提案によれば、メキシコでは1秒25%の 綿花がイギリスではわずか 8 些であった(注13)。 高価格の原綿が国内綿業発展の阻害要因となるの は明らかである。しかし、こうした状況は、以前 においても同様だったはずである。政策に変化を もたらした要因を時期的関係から考えてみよう。 原綿の輸入解禁は、当時、綿業者の一致した要求 であった。「全国産業庁」の時代には、 綿業者と 綿花栽培者が、共同して原綿輸入禁止を要求して いたが、米墨戦争後は両者に分裂が生じた。この 変化が、綿業部門への商人/「アヒオティスタ」の 進出と時期的に一致しているのは重要である。綿 花不足を利用することで綿工業部門への進出をな し遂げた商人/「アヒオティスタ」にとって、綿花 の輸入禁止はもはや不用のものとなっていたと考 えられよう。

一方,普通綿布の輸入解禁容認は特 筆に 値 する。「植民・産業庁」は提案の理由として 密輸品の不可避的流入をあげ、いまこそ「革命的」変革が必要だと指摘している(注14)。この提案にはプエブラの綿業者が反対するなど、綿業者側では必ずしも意見の一致をみていない。しかしながら、綿業者の一部ではあっても、内部から賛成の声が出ていることは、注目されるべきである。

もう1つの例として、エスカンドンの見解を代 弁していると言われるオテーロ(Mariano Otero)ら 穏健派自由主義者についてみてみよう。オテーロ をはじめとする穏健派自由主義者の幾人かはエス カンドンの公式,非公式の宣伝者であった(注15)。 かれらもまた、輸入解禁に賛成するのである。オ テーロは、1848年に次のように述べている。「メ キシコの繊維業が今日もっている比較的重要な地 位は最近のものである。1830年に政府から保護を 獲得して後、初めて活性化したからである。国富 の増大に関する誤った認識、すなわち共和国の繁 栄のためになすべきことは外国からなにも買わな いことであると信じているほとんど無知な人の考 えにおもねることで、この政府は……『勧業銀 行』を創設した」。さらに、オテーロは「勧業銀 行」が融資した工場の多くは操業していないと指 摘し、この政策を非難している<sup>(注16)</sup>。ここに見ら れるように、オテーロは輸入禁止主義には反対で あった。

以上のように、セバヨス関税法成立の過程には「植民・産業庁」つまり一部綿業者らの主張が存在していた。さらに、その成立にあたっても綿業者自身が賛成している。フランスの在マサトラン領事が本国にあてた報告書によれば、セバヨス大統領は、関税法制定の前に綿業者と協議をおこない、原綿の輸入関税を1%につき1~引き下げることでこの関税法への同意を取り付けたのであった(注17)。したがって、この関税法は実際には綿業者の選択の結果だったのである。この結果、密輸品に替わって、合法的に輸入された綿布・綿糸と国産品とで国内市場を2分する体制が確立したのである。

この体制は、レフォルマ期の開始を告げるアユトラ計画の第6項において追認されている(注18)。

こうして、関税政策に限ってみれば、綿業者自らの手で、その発展の可能性を最大限伸ばす法的基礎を破棄したのであった。「アヒオティスタ」は、その後も産業資本家に転化することなく、あくまでも「アヒオティスタ」の位置に留まった。綿工業への進出は、「アヒオティスタ」にとって、従来どおりの多角的経済活動の単なる分野拡大としての意味をもったにすぎず、彼らは既存の綿布市場を支配下におくことで十分だとみなしたのである。

(注1) Herrera Canales, Inés, Estadística del comercio exterior de México, 1821—1875, メキシコ, 1980年, 151ページ, および Keremitsis, 前掲書, 56ページ,

(注2) Bazant, Jan, "Estudio sobre la produtividad de la industria algodonera mexicana 1846 –1845," Luis Chávez Orozco, *La industria nacional y el comercio exterior*, 1842—1851, Colección de documentos para la historia del comercio exterior de México (以後 CDH と略), 第1期第7巻, メキショ、1962年、42~44ページ。

(注3) Keremitsis, 前掲書, 122ページ。

(注4) Tena Ramírez, Felipe, Leyes fundamentales de México, 1808—1979, メキシコ, Porrúa, 1981年, 415ページ。

(注5) Lerdo de Tejada, Miguel, Comercio exterior de México: desde la Conquista hasta hoy (1856), メキショ, Banco Nacional de Comercio Exterior, 1967年, 34ページ。

(注6) Varios Mexicanos (Mariano Otero), "Consideraciones sobre la situación política y social de la República Mexicana en el año 1847" (1848), Luis Cordova, Del centralismo proteccionista al réglimen liberal, CDH, 第2期第7巻, メキシコ, 1976年, 167ページ。

(注7) Gonzales Navarro, Moises, *Anatomía del poder en México*, 1843—1853, Colegio de México, メキショ, 1977年, 250~257ページ。

(注8) この法案は、下院を通過したが上院では承認されず、結局実現しなかった。同上書 175ページ。

パイノの提案の全文は、 Payno y Flores, Manuel, "Exposición que el ministro de hacienda dirige a las camaras sobre el estado de hacienda pública" (1850), Cordova, 前掲書所収、171~201ページ、でみることができる。

(注9) "Memoria que la Dirección de Colonización e Industria presentó……" (1851, enero), Chávez Orozco, *La industria nacional*……, 471ページ。「ヘラクレス」に関しては、Matuyama Hujiwara, Hirofumi, "El proceso de la comercializaión de la fuerza de trabajo en México," 修士論文, UNAM, 1981年, 40ページ,「ミラフローレス」に関しては、Beato, 前掲論文, 77ページを参照。

(注10) Tenembaum, 前掲書, 121~122, 157~ 158ページ。

(注11) デル・リオのように資産の645が綿業部門だった「アヒオティスタ」もいた。彼は、輸入開始に反対している。Beato、前掲論文、79ページ。"Documentos que publica la Dirección de Colonización e Industria" (1848), Luis Chávez Orozco, Los industriales mexicanos y el comercio exterior, CDH、第1期第3巻、メキシコ、1959年、195ページ。

(注12) 同上書 167~180ページ。

(注13) 同上書 174ページ。

(注14) 同上書 177ページ。

(注15) Urías Hermosillo, "Militares y comerciantes……," 98ページ, 注58参照。

(注16) Varios Mexicanos (Otero), 前掲論文, 166ページ。

(注17) Díaz, Lilia (Introducción, selección y traducción de), Versión francesa de México, 1851—1867, 第2巻, メキシコ, Secretaría de Relaciones Exteriores, 1974年, 142ページ。

(注18) Tena Ramírez, 前掲書, 492~494ページ 参照。

#### むすび

以上のように、メキシコ綿工業の19世紀前半期における突出的近代化は、「勧業銀行」の一定の成果を獲得することで綿業参入を果たした「アヒオティスタ」の存在を抜きにしては不可能であっ

た。「勧業銀行」は、伝統的支配者層の経済力維持を当初の目標にしていたが、結果的には、独立後の新体制のなかで経済力を伸ばした「アヒオティスタ」の経済活動領域をさらに拡大させる役割を果たしたのである。

重要なことは、「アヒオティスタ」の綿業参入が産業資本家への転化を意味したのではなく、従来の彼らの経済活動領域の量的拡大にすぎなかったという点である。1853年セバヨス関税法の成立は、そうした「アヒオティスタ」によるメキシコ綿業の掌握を象徴的に示すものであった。この関税法により、輸入綿布と国産綿布による国内市場の2分化は固定されたのである。

「アヒオティスタ」は,以後数十年にわたって,メキシコ経済において主導的な地位を保ち,政治に対しても影響力をもつものとなった。「アヒオティスタ」に関して初めて本格的研究をおこなったテネンバウムは,従来「アナーキーの時代」と呼ばれている1821年から57年のメキシコ史を「アヒオティスタの時代」として認識し直すことを提案している。

「アヒオティスタ」との関連と形成期近代綿工業の役割の何かを考えるとき、本稿から最低限導きだせるのは、近代綿工業の存在を保証した「アヒオティスタ」の綿工業進出が、彼らの経済力増大のひとつの手段だったことである。綿業は、当時の製造業のなかで最大の分野であった。商業、金融、政府からの諸利権に加え、綿業部門を掌握できたことは、彼らの経済力増大において大きな意味をもったと考えることができる。

メキシコ近代綿工業が、新たな展開をみせるのは、「はじめに」で指摘したように、「アヒオティスタ」に代わる、他の実業家層が誕生する19世紀末を待たなければならない。植民地末期・独立当初における在来綿手工業と19世紀末以降の新たなメキシコ近代綿工業の間にあって、形成期近代綿工業は、この過度期の時代の特徴を知るための重要な手がかりを提起してくれる。

「アヒオティスタ」は、確かに、特権的政商だったという点で、旧来の経済的支配層との性格上の一致がみられるが、植民地期の経済的支配層が海外向け鉱山業あるいは外国貿易、専売を主な活動としていたのに対して、「アヒオティスタ」が国内市場向けに綿布生産を開始し、国内市場を基礎に据えたことは、新しい時代を反映したものであった。同時に、近代綿業がこの時期十分の展開を果たさなかったという限界をもたざるを得なかった点もまた、時期的特質として考えられよう。

本稿では、「アヒオティスタ」の一般的傾向を述べてきたため、ルビオのように綿工業の拡大を意図的に推進した一部の「アヒオティスタ」の実像に迫ることはできなかった。また、綿業者のなかには、プエブラの中小綿業者のようにメキシコ綿業を基礎において支えた人々がいたが、これらの人々についても扱ってはいない。19世紀末以降の綿業発展の第2段階において、これらの人々の役割は軽視しえないものがある。他の残された課題とともに、以後の課題として、考えていきたいと思う。

(独協大学講師/非常勤)